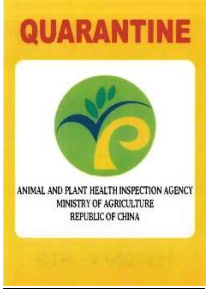


台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年4月16日付け22消安第311号消費・安全局長通知）の一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)	
改 正 後	現 行
5 表示 告示7の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のものにあっては次の（１）の様式に、仕向地が日本である旨のものにあっては次の（２）のアからウまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</u> (1) 輸出植物検疫終了の表示  (2) 仕向地の表示 ア 日本 <u>イ 日本向け</u> <u>ウ To Japan</u>	5 表示 告示7の<u>輸出植物検疫終了の表示は次の（１）の様式、仕向地の表示は次の（２）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</u> (1) 輸出植物検疫終了の表示  (2) 仕向地の表示 ア 日本 (新設) <u>イ To Japan</u>

附 則
この通知は、令和5年9月1日から施行する。